

「第39回大阪市ハウジングデザイン賞」選考有識者会議開催要領

制 定 令和8年5月1日

（目的）

第1条 大阪市ハウジングデザイン賞表彰制度実施要綱第4条の規定による選考を公平かつ適正に行うに当たって参考に資するため、同要綱第10条の規定により外部の有識者の意見を聴取することを目的として、「第39回大阪市ハウジングデザイン賞」選考有識者会議(以下「会議」という。)を開催する。

（会議のメンバー）

第2条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

（座長）

第3条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

- 2 座長は、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

（会議の運営）

第4条 会議は、都市整備局長（以下「局長」という。）が招集する。

- 2 会議は、令和8年度中に2回程度開催する。
- 3 局長は、必要があると認めたときは、会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）等により、開催することができる。
- 4 前項に定めるもののほか、局長は、必要があると認めたときは、ウェブ会議の方法等による意見聴取をもって、メンバーが会議に出席したとみなすことができる。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、会議の開催に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和8年5月1日から施行する。

（要領の廃止）

- 2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。